

第3章 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載します。

個々の対策の具体的な実施時期は、段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、対応マニュアル等に定めることとします。

《対応の開始時期》

		未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期	
(1)実施体制		△	○	○	○	△	
(2)サーベイランス・情報収集		△	○	○	○	△	
(3)情報提供 ・共有	発生情報等	△	○	○	○	△	
	医療体制情報等	△	○	○	○	△	
	予防対策情報等	△	○	○	○	○	
	相談窓口の設置		△/○	○	○	△	
(4)予防・まん延防止		○	○	○	○	○	
(5)予防接種	特定 接種	対象者把握	○	○	○	△	△
		体制構築	△	○	○	○	
		実施		△/○	○	○	△
	住民 接種	対象者把握	○	○	○	○	△
		体制構築	△	△/○	○	○	
		実施		△	△/○	○	○/△
(6)医療			△	△/○	○	△	
(7)市民生活及び 市民経済の安定 の確保	生活支援等	△	△	△	○	△	
	埋火葬 等	△	△	△	○	△	
	物資等備蓄	○	○	○	○	○	

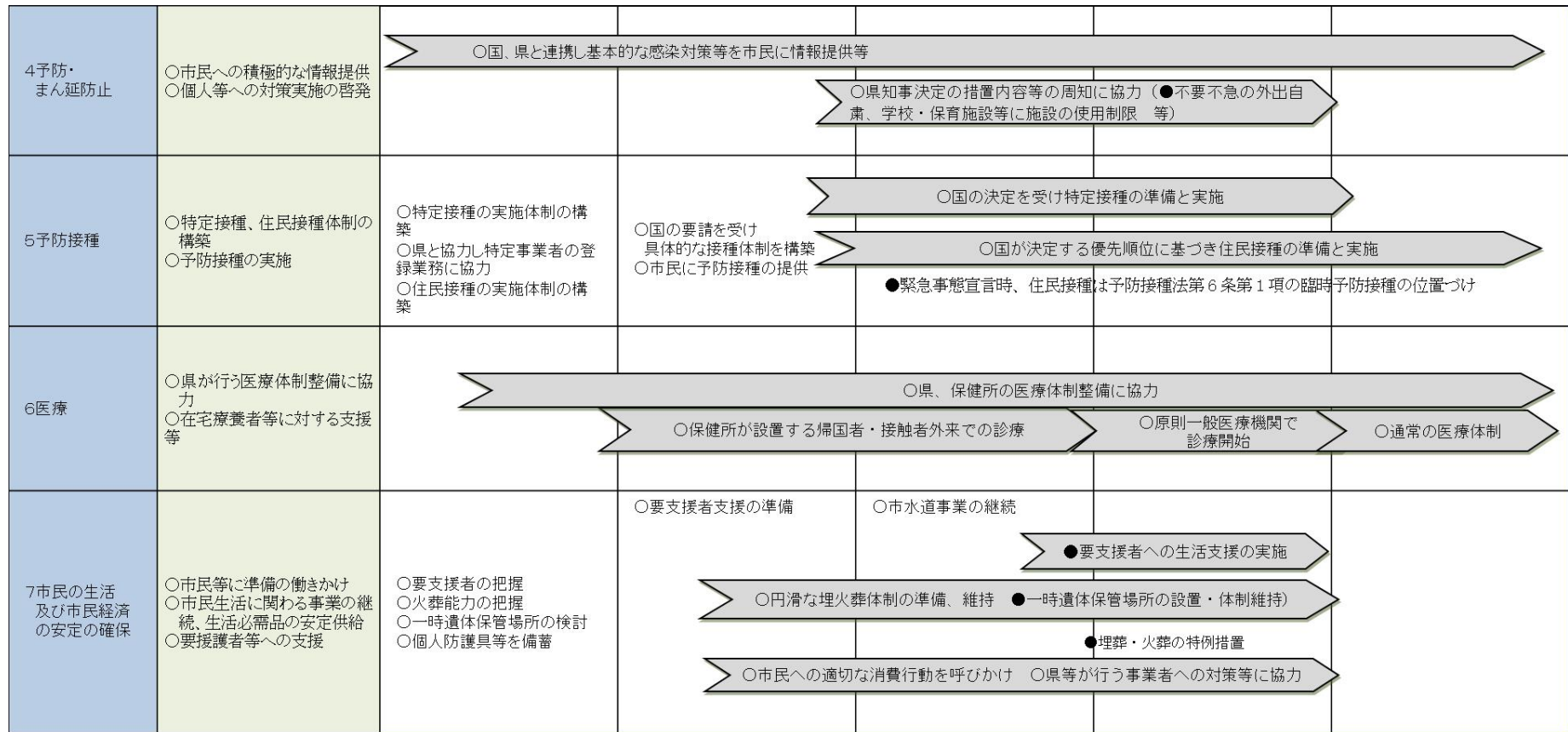
○強化体制、対応等の開始

△通常体制、体制の構築、対応準備、縮小

《発生段階における主な対策（概要）》

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期)	国内感染期 県内感染期	小康期
対策の目的		○発生に備えて体制の整備	○新型インフルエンザ等の市内発生が遅延と早期発見に努める。 ○市内発生に備えて体制の整備を行う。	○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○患者に適切な医療を提供 ○感染拡大に備えた体制整備	○医療提供体制を維持する。 ○健康被害を最小限に抑える。 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	○市民生活・市民経済の回復 ○流行の第二波に備える。
主要7項目	各項目の主な対策					
	国の体制	通常体制(体制整備、国際連携) 【関係会議、関係省庁対策会議】		強化体制(基本的対処方針等諮問委員会の意見聴取) 【政府対策本部】		通常体制・対策の評価 【政府対策本部廃止】
	千葉県の体制	通常体制 (体制整備、国・市等と連携)		強化体制 国が政府対策本部を設置した場合【県対策本部設置】		通常体制・対策の評価 【政府対策本部廃止】
1 実施体制	松戸市の実施体制 ○関係機関と連携し対策体制の構築 ○感染症対策本部、感染症対策委員会の開催 ○新型インフルエンザ等対策本部設置	通常体制 松戸市感染症対策委員会 ○行動計画、対応マニュアル、事業継続計画等作成 ○訓練の実施	強化体制 松戸市感染症対策委員会 ○関係機関との連携強化	強化体制 緊急事態宣言なし 松戸市感染症対策本部 設置 ●国の緊急事態宣言後、対策本部は特措法に基づく設置に移行 松戸市新型インフルエンザ等対策本部設置		通常体制 松戸市感染症対策委員会 ○緊急事態救助宣言後、速やかに対策本部の廃止 ○行動計画の見直し
2 サーベイランス・情報収集	○県が実施するサーベイランスに協力 ○学校等の集団発生状況の把握	○国、県の要請に応じてサーベイランスに協力		○学校等の集団発生状況の把握		
3 情報提供・共有	○市民、事業所等への迅速な情報提供 ○情報提供体制の整備	○利用可能な媒体による情報提供体制の整備		○利用可能な媒体により発生段階に応じ迅速な情報提供		○流行の第二波に備えた注意喚起

●は国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合に実施する



●は国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合に実施する

1 未発生期

未発生期	
状況	○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルス*が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から新型インフルエンザ等が発生する可能性を念頭に関係機関と連携を強化しつつ体制整備を行う。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民等に対する普及啓発や情報提供を継続的に行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画の策定

市は、特措法の規定に基づき、発生前から有識者等の意見を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。

(健康福祉部・全庁)

また、具体的な対策の運用手順等については、対応マニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを図ります。(全庁)

イ 体制の整備及び関係機関との連携強化

- ① 新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応体制の確立や優先的かつ継続して実施する必要がある業務を維持するため業務継続計画<新型インフルエンザ編>の策定等を進めます。(健康福祉部・全庁)
- ② 新型インフルエンザ等の発生に備え、危機管理部門、消防部門をはじめとする庁内関係部署や医師会等と平素からの情報交換、連携体制の確認、必要に応じ訓練を実施します。(全庁)
- ③ 新型インフルエンザ等対策に従事する市職員等の人材育成・確保していきます。(健康福祉部・全庁)
- ④ 平時から県(松戸健康福祉センター)、医療機関や関係機関等と情報交換や連絡体制の確認を行うとともに訓練等を実施し連携を強化します。(健康福祉部・全庁)

ウ 職員への対応

職員本人又は家族が新型インフルエンザ等の患者か患者の濃厚接触者*となった場合の出勤制限等について検討します。併せて、職員の感染状況について各所属からの報告体制について検討します。(総務部)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

市は、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する情報を収集します。（健康福祉部）

イ サーベイランス

市は、学校や保育施設等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を担当部署と共有し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種チャンネルを利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行います。（健康福祉部）
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。（健康福祉部）

イ 体制整備等

情報提供の体制整備等の事前準備として以下を行います。（健康福祉部、総合政策部、関係部署）

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容やチャンネル等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。情報提供するチャンネルとしては、広報まつど、松戸市ホームページやマスメディア等複数のチャンネルを用いることとします。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築します。
- ③ 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築します。
- ④ 関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築します。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、新型インフルエンザ相談窓口を設置する準備を進めます。

ウ 情報共有

新型インフルエンザ等が発生する以前から、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し職員間の情報共有に努めます。（健康福祉部、全庁）

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及（健康福祉部）

- ① マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避ける等の基本的な感染対策について広く市民に周知します。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態において、県の実施する不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施できる個人の対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。

また、新型インフルエンザ等緊急事態における県の実施する施設の使用制限の要請等の対策についての周知に協力するための準備を行います。（全庁）

ウ 水際対策への協力

国から依頼があった場合は、入国者に関する疫学調査等について協力します。
（全庁）

(5) 予防接種

ア 登録事業者の登録への協力

国の進める特定接種に係る接種体制、事業継続要件や登録手続等について、国の要請に基づき、事業者に対し周知します。併せて国が行う、事業者の登録作業に、国からの要請により協力します。（全庁）

イ 特定接種

国の要請に基づき、市職員に対する特定接種について、接種対象者となる職員等の人数を把握します。また、集団接種を原則とし新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制の構築を進めます。（総務部）

ウ 市民に対する予防接種

- ① 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を進めます。（健康福祉部）
- ② 国及び県の技術的な支援を得ながら、円滑な予防接種の実施のために、居住する松戸市以外の市町村においても接種が可能になるよう努めます。（健康福祉部）
- ③ 速やかに予防接種が実施できるよう、国から示される具体的なモデルを参考に、市医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所

の確保、接種の時期の周知及び予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。（健康福祉部）

- ④ 国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図ります。（健康福祉部）

（6）医療

医療体制については、県が二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、保健所が中心となり整備を図ることになっています。

本市は、必要に応じ保健所が行う医療体制の整備に協力するとともに、県が行う対策等に適宜協力します。（健康福祉部）

（7）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援（健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・市民部）

- ① 市民に対し新型インフルエンザ等の発生に備え、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等事前の準備を呼びかけていきます。
- ② 市は、特に地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、町会・自治会等と連携し、平時からの地域における見守り活動を促進し、高齢者、障害者等の要援護者の状況把握に努めます。
- ③ 生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を行なう高齢者、障害者等の要援護者を把握するとともに、搬送や死亡時の対応等について、国及び県の要請に基づきその具体的手続きについて検討・調整します。

イ 火葬能力等の把握

市の火葬場の火葬能力を超えた場合の対応として、県と連携し、一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行います。

また、遺体の保存に必要な機材及び消耗品の確保及び遺体搬送方法（車両の確保を含む。）について検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

（健康福祉部）

ウ 物資及び資材の備蓄

衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況を把握する体制を整えます。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な、従事者等のための个人防护具*（保護衣、マスク、使い捨て手袋）等の備蓄等を行ない、併せて施設及び設備の整備等を行います。（健康福祉部・消防局）

2 海外発生期

海外発生期	
状況	<p>○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</p> <p>○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</p> <p>○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</p>
目的	<p>1) 新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める。</p> <p>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性*や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような対策をとる。</p> <p>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3) 市内発生した場合に備え、サーベイランス*・情報収集体制を強化する。</p> <p>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</p> <p>5) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ① WHOや国の情報より、海外において新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策委員会を開催し情報の共有化を図るとともに、関係部署等に必要な協力依頼を行います。(健康福祉部)
- ② 国及び県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「政府対策本部」「千葉県新型インフルエンザ対策本部」を設置した場合には、速やかに松戸市感染症対策委員会又は、感染症対策本部会議を開催します。(健康福祉部)
- ③ 国が、病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。(健康福祉部)
- ④ 今後の流行状況を考慮し、業務継続計画に基づいて、業務継続に向けた準備を行います。(全庁)

イ 職員への対応

引き続き職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等発生による業務への影響を把握するため、職員の健康状態や出勤状況等を把握します。（全庁）

また、感染者との接触機会の低減を図るため、通勤手段の変更や時差式出勤、会議の中止等を検討します。（全庁）

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

未発生期に引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部）

イ サーベイランス

市内における新型インフルエンザ等の発生を想定し、患者を早期に発見するため、市内での患者数等の動向や学校等でのインフルエンザの集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報を収集します。（健康福祉部・子ども部・教育委員会）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市民に対して、国が示した海外での発生状況や市内発生した場合に必要な対策等を、市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、出来る限り迅速に情報提供し、注意喚起を行います。（健康福祉部・総合政策部）
- ② インフルエンザの感染予防にはマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等が必要であることを市民に再周知します。（全庁）
- ③ 提供する情報内容を統一するため、報道広報の担当班等を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信を実施します。対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、関係部署等、若しくは感染症対策本部（又は感染症対策委員会）が調整します。（全庁）

イ 情報共有

市は、国が設置した情報共有を行う問い合わせ窓口を利用するなどして国や関係機関と情報共有を行います。（健康福祉部）

また、職員間の情報共有については、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し共有します。（全庁）

ウ 相談窓口の設置

- ① 市民等からの問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置します。（健康福祉部・総合政策部・関係部署）
- ② 市民等から寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえて、流行状況に応じて変化する相談ニーズに対応します。（健康福祉部・総合政策部）

(4) 予防・まん延防止

未発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及、自らが罹った場合の対応について理解促進を図ります。（全庁）

(5) 予防接種

ア 特定接種

国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を基本とし、職員等の対象者に対し、本人の同意を得て特定接種を行います。（総務部・関係部署）

また、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し、必要な協力の要請等を行うよう求めます。（健康福祉部）

イ 市民に対する予防接種

- ① 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国、県、松戸市医師会、事業者、学校関係者等と連携・協力して、接種体制の準備を行います。（健康福祉部）
- ② 国の要請を受け、全市民が、速やかに接種できるよう、市保健福祉センターや公共施設等での集団的接種、協力医療機関での集団的接種（機関を定め集中的に接種）等の適切な方法により、具体的な接種体制をとれるよう準備します。（健康福祉部）
- ③ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行います。（健康福祉部）
- ④ 国から指示があった場合は、接種実施モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供します。（健康福祉部）

(6) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

県と連携し、国から示された新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報等について、医療機関などの関係機関に周知します。（健康福祉部）

イ 医療体制

- ① 未発生期に引き続き、県から提供される帰国者・接触者外来*、感染症指定医療機関*及び入院協力医療機関に関する情報を活用し新型インフルエンザ等対策のための地域医療体制の整備に協力します。（健康福祉部）
- ② 県と連携して、市民等に対して、海外発生期における医療に関する情報を十分に周知します。（健康福祉部）
- ③ 新型インフルエンザ等相談窓口で相談を受けた事案のうち、発生国からの帰国者で発熱・呼吸器症状等の有症者について、帰国者・接触者相談センター*へ相談（その後帰国者・接触者外来を受診）するよう勧奨します。（健康福祉部）
- ④ その他、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力します。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ情報提供します。（市民部・健康福祉部・福祉長寿部・子ども部）

イ 遺体の火葬・安置

県の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。（健康福祉部・関係部署）

ウ 事業者の対応

市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するよう周知します。（健康福祉部・経済振興部）

3 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）

国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）	
状況	<p>○国内発生早期（県内未発生期） 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態。</p> <p>○県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
目的	<p>1) 県外から市内への感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>3) 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>4) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、市内発生状況等を踏まえ、県の緊急事態措置に協力・実施し、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 国内、県内・市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内、県内・市内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</p> <p>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、県が医療機関に要請する院内感染対策の実施について、必要に応じ協力する。</p> <p>5) 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。</p> <p>6) 市民への予防接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、県や市医師会等と連携し、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p> <p>7) 県内未発生期については、海外発生期の対策を継続するとともに、県内発生早期の対策の準備を進める。</p> <p>8) 通勤・通学等で人の移動の多い東京都等で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県内での患者発生とみなし、県内発生早期と同様の対策を取る準備を進める。</p>

(1) 実施体制

ア 体制決定

県内で初めて患者が発生した場合は、直ちに感染対策本部会議等を開催し、感染拡大をできるだけ抑制するための施策など、当面実施する具体的な対策を決定します。

また、各部署は業務継続計画に基づき、市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続します。（全庁）

新型インフルエンザ等対策を行うに当たり、緊急に必要な資材等については、関連部署の依頼に基づき購入します。（全庁）

イ 職員への対応

引き続き、職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた職員に対しては、受診の勧奨を行います。（全庁）

新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に係る執務可能な人員について定期的に各課からの報告を受け把握します。（総務部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

政府が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに松戸市新型インフルエンザ等対策本部を設置し対策の基本的方針を決定します。（全庁）

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部・総合政策部）

イ サーベイランス

海外発生期に引き続き、学校等での集団発生の把握の強化を実施します。（健康福祉部・教育委員会・子ども部）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 国及び県と連携し、引き続き、市民に対し、市ホームページやまつどニュース等利用可能なあらゆるチャンネル・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策を、分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供します。（全庁）
- ② 新型インフルエンザ等は、誰もが感染する可能性があることを前提に個人レベルでの感染対策や罹った場合の対応（受診方法）等を周知するとともに、患者への偏見や差別がないよう啓発します。（全庁）
- ④ 新型インフルエンザ等の感染予防には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等が必要であることを市民に再周知します。（全庁）

イ 情報共有

インターネット等を活用し、国、県や関係機関と対策や状況等の情報を共有します。
（健康福祉部・総合政策部）

また、職員間の情報共有については、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し共有します。（全庁）

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ① 引き続き新型インフルエンザ等相談窓口において、市民からの相談に対応します。
（総合政策部・健康福祉部・関係部署）
- ② 相談の問合せ状況に応じ、対応時間や体制の拡充を検討します。（感染症対策本部・総合政策部・健康福祉部・関係部署）

（4） 予防・まん延防止

市は、海外発生期に引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等の基本的な感染対策の普及、自らが罹った場合の対応についての理解促進を図ります。

また、社会活動に伴うまん延を防止するために、県が必要に応じて行う県民や事業者等に対しての要請を踏まえ、以下の対策を講じます。（健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会・経済振興部）

- ① 市民、事業者、福祉施設等に対して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨します。
- ② 事業所に対して、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理や受診勧奨を行うよう要請します。
- ③ 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安が国から示された場合、学校の設置者に対して適切に対応するよう要請します。
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう協力を要請します。

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《外出自粛の要請等の周知》

- 県が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。（全庁）
- 学校、保育所（園）等に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県の実施の使用制限の要請、同条第2項に基づく指示に協力します。（全庁）
- 学校、保育所（園）以外の施設に対しての特措法第24条第9項に基づく千葉県の感染予防策の徹底の協力要請に協力します。（全庁）

（5） 予防接種

ア 特定接種

本市は、国が示す方針等に基づき、関係機関等と連携して、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て迅速に予防接種を行います。（総務部・関係部署）

また、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し、必要な協力の要請等を行うよう求めます。（健康福祉部）

イ 市民に対する予防接種

- ① 国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知します。（健康福祉部・総合政策部）
- ② ワクチンの供給が可能になり次第、松戸市医師会や関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報を国及び県に情報提供します。
（健康福祉部）
- ③ ワクチンの供給状況に応じ、国及び県と連携し、全市民が、速やかに接種できるよう、市保健福祉センターや公共施設等での集団的接種、協力医療機関での集団的接種（機関を定め集中的に接種）等の適切な方法により、市内に居住する者を対象に接種を行います。（健康福祉部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《臨時の予防接種》

- 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。その場合、公費負担のあり方等が異なることに留意します。（健康福祉部）
- 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第46条第5項に基づき、県に対し物資の確保その他必要な協力を求めます。（健康福祉部）

（6） 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

県と連携し、国から示された新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報等について、医療機関などの関係機関に周知します。（健康福祉部）

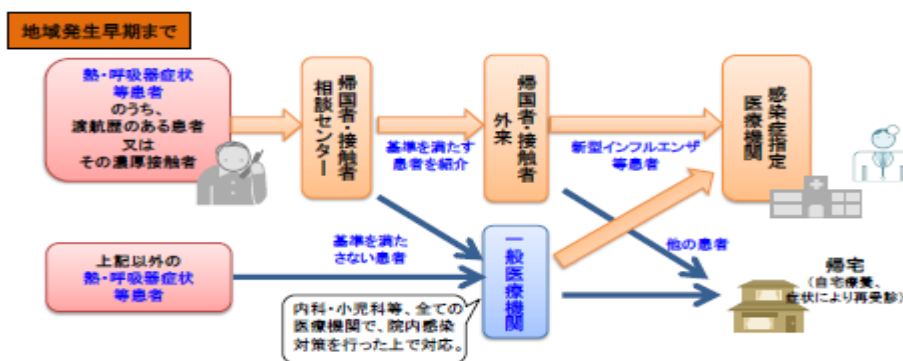
イ 医療体制

- ① 県から提供される帰国者・接触者外来*、感染症指定医療機関*及び入院協力医療機関に関する情報、医療に関する情報を市民等に対して治療に関する情報を十分に周知します。（健康福祉部）

- ② 新型インフルエンザ等相談窓口で相談を受けたうち、発生国からの帰国者で発熱・呼吸器症状等の有症者については、帰国者・接触者相談センター*へ相談（その後帰国者・接触者外来*を受診）するよう勧奨します。（健康福祉部）
- ③ その他、県等からの要請に応じ、県が医療に関しても行う次の対策等に適宜、協力します。（健康福祉部）

参考 <国内発生早期の医療体制>

- 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者*であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者外来において診断を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。



出典：新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援

食料品や生活必需品等の供給状況に応じ、必要に応じて要援護者に対する支援を行います。（健康福祉部、福祉長寿部、関係部署）

また、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等からの要請があった場合には、国及び県と連携し、在宅で療養する患者等への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

イ 遺体の火葬・安置

市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整します。（健康福祉部）

なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付することになっています。

ウ 事業者の対応

国及び県から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請します。（経済振興部）

エ 市民への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（経済振興部・市民部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《水の安定供給》

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。（水道部）

《サービス水準に係る市民への呼びかけ》

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。（全庁）

《生活関連物資等の価格の安定等》

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。（経済振興部）

必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（総合政策部）

《その他事業者等への対応》

千葉県が事業者等に行う措置・指示について協力します。（全庁）

4 国内感染期（県内感染期）

国内感染期（県内感染期）	
状況	<p>○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。（政府の判断）</p> <p><県内感染期></p> <p>○県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（県の判断）</p>
目的	<p>1) 医療提供体制を維持する。</p> <p>2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</p>
対策の考え方	<p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。対策の実施については、発生状況を把握し、実施すべき対策については、県と連携し行います。</p> <p>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすくかつ積極的に情報提供する。</p> <p>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>4) 医療提供体制の情報提供を積極的に行い、必要な患者が適切な医療を受けられるようすることで健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>5) 市は、職員の健康管理を強化し、市民生活・市民経済を維持するために必要な業務の継続に努める。</p> <p>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため住民接種を実施する。</p> <p>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

(1) 実施体制

ア 体制の強化

感染症対策本部会議等（県内感染早期の段階で松戸市新型インフルエンザ等対策本部が設置されている場合はその対策本部会議）を開催し、市内の患者状況を迅速に把握し、市内が感染期に入ったと判断した場合は、国及び県から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定します。（感染症対策委員会）

各部署は、引き続き業務継続計画に基づき市民生活に不可欠な行政サービスを優先し継続するとともに、所管する新型インフルエンザ等対策業務を実施します。（全庁）

感染状況により各所属において業務を継続するための人員確保が困難になった場合には、同部内において統括課が調整し対応することとします。（各部）

人員調整が同部内で対応できない場合は、対策本部統括部が全庁的に調整を行います。（感染症対策本部）

イ 職員への対応

職員の健康管理を強化し、引き続き、新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に係る執務可能な人員について定期的に各課からの報告を受け把握します。（総務部、関係部署）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《松戸市新型インフルエンザ等対策本部の設置》

国が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を行った場合は、速やかに特措法に基づく松戸市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、千葉県新型インフルエンザ等対策本部等との連携を緊密にし、対策の基本的方針を決定します。

《千葉県への応援要請、他の地方公共団体等による代行等》

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づき以下のことについて検討します。

- ① 県知事への代行要請（第38条）
- ② 他の市町村長への応援の要求（第39条第2項）
- ③ 県知事等への応援の要求（第40条）
- ④ 他の地方公共団体へ一部事務の委託（第41条）
- ⑤ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（第42条）
- ⑥ 県知事に対する物資及び資材の供給要請（第50条）等

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部・総合政策部）

感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集するほか、治療の効果等に関する情報を収集し、対策に反映させる。（健康福祉部・総合政策部）

イ サーベイランス

市内（県内）の患者数が増加した段階では、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランス*に戻します。（健康福祉部・子ども部・教育委員会）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行います。

（3） 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 国及び県と連携し、引き続き、市民に対し、市ホームページやまつどニュース等利用可能なあらゆるチャンネル・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。（総合政策部・市民部・健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）
- ② 引き続き、感染予防には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行等の市民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを周知徹底します。（総合政策部・市民部・健康福祉部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）

イ 情報共有

引き続き、市民に対してインターネット等を活用し、国、県及び関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続します。（健康福祉部）

また、職員間の情報共有についても、引き続き、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア（市役所内情報共有ネットワーク）を活用し共有します。（全庁）

ウ 相談窓口の継続

相談窓口で相談対応を継続します。（感染症対策本部・総合政策部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

緊急事態宣言がされていない場合の措置と同様の対策を行います。

（4） 予防・まん延防止

県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者*を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止します。

国及び県から市民や業界団体の関係者に対する次の要請があった場合は、迅速に対応します。（全庁）

- ◆業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者、社会福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。
- ◆学校、保育所等におけるまん延防止対策の実施に資する目安が国から示された場合、関係機関に周知します。
- ◆市立小・中・高等学校においては、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行います。
- ◆市立保育園等において、必要に応じ、臨時休園の措置を講じるとともに、私立保育所等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園の措置を協力依頼します。
- ◆臨時休業（休園）の実施に当たっては、家庭での感染対策や不要な外出を自粛する等の徹底を要請します。
- ◆市のイベントや主催行事等、多数が集まる事業については感染拡大の機会を減らすため中止します。

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

千葉県内の区域が指定された場合は、緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行います。

- 学校、保育所（園）等に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県の施設の使用制限の要請、同条第3項に基づく指示に協力します。（子ども部・福祉長寿部・教育委員会）
- 学校、保育所（園）以外の施設に対しての特措法第24条第9項に基づく千葉県のまん延防止策の徹底の協力要請に協力します。（財務部・市民部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）
- 学校、保育所（園）以外の施設に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県のまん延防止策の徹底及び施設の使用制限の要請・指示に協力します。（財務部・市民部・福祉長寿部・子ども部・教育委員会）
- 千葉県の住民への要請に基づき、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を周知します。（総合政策部・市民部）
- その他、市は、県が行う取り組みについて、適宜協力します。

参考 **<施設使用制限対象施設の区分>**

施設使用制限の考え方に基づいて、対象施設が以下の3つに区分されている。

区分	対象施設
（区分1） 感染リスクが高い施設等	①学校（③を除く） ②保育所、介護老人保健施設等
（区分2） 運用上柔軟に対応すべき施設	③大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケット（※）等 ⑧ホテル、旅館 ⑨体育館、水泳場、ボーリング場等 ⑩博物館、動物園、美術館、図書館 ⑪キャバレー、ナイトクラブ等 ⑫理髪店、質屋、貸衣装屋等 ⑬自動車教習所、学習塾等
（区分3） 社会生活を維持する上で必要な施設	⑭病院、診療所 ⑮卸売市場、食料品売場、飲食店、料理店 ⑯ホテル、旅館、寄宿舎、下宿 ⑰工場、銀行、事務所 ⑱保健所、税務署 ⑲公衆浴場、等

出典：新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修ツール

（5） 予防接種

引き続き、住民接種の実施体制を整備し、ワクチンの供給が可能になり次第、松戸市医師会や関係機関の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始します。（健康福祉部）

引き続き、市民に対し国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報提供を継続します。

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

<臨時の予防接種>

- 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。その場合、公費負担のあり方等が異なることに留意します。（健康福祉部）
- 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第46条第5項に基づき、県に対し物資の確保その他必要な協力を求めます。（健康福祉部）

(6) 医療

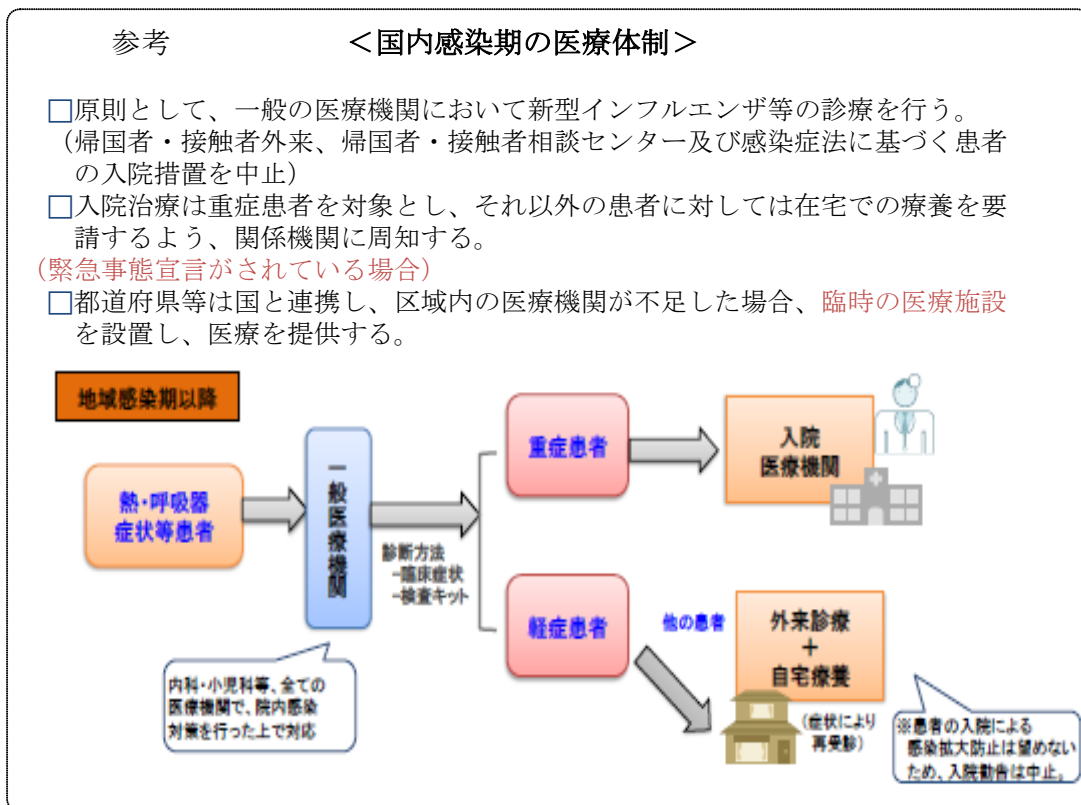
ア 医療体制

県等と連携して医療対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県が医療に関して行う次の対策等に適宜協力します。（健康福祉部）

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター*及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うこととなります。
- ② 入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅で療養することとなります。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬*等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国から対応方針が示されます。

イ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。（健康福祉部）



出典：新型インフルエンザ等発生時の行政対応訓練・研修ツール

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

〈臨時の医療機関設置への協力〉

○県が臨時の医療機関を設置する場合、市は、県の要請に応じて適宜協力する。（健康福祉部）

（7） 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援

国及び県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）の対応等を行います。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

また、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等からの要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、在宅で療養する患者等への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行います。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

イ 遺体の火葬・安置

死亡者が増加した場合は、市斎場に火葬場の稼働時間延長等、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請します。（健康福祉部）

市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。（健康福祉部）

火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。（感染症対策本部）

ウ 事業者の対応

国及び県の要請等を受け、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請します。（経済振興部）

エ 市民への呼びかけ

食料品、生活関連物資等の購入等に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（経済振興部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、市は、県が行う以下の取り組みについて、積極的に情報収集するとともに、県からの要請に応じ、その措置等に適宜、協力します。

《サービス水準に係る市民への呼びかけ》

○市は、引き続き、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（全庁）

《生活関連物資等の価格の安定等》

○市は、引き続き、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、千葉県が行う要請等に協力する。（経済振興部）

《新型インフルエンザ等発生時の要援護者等への生活支援》

○市は在宅の高齢者や障害者等の要援護者について、関係団体等と協力し情報収集に努める。（健康福祉部・福祉長寿部）

必要があると認めた場合は、国、千葉県と連携し、見回り、介護、訪問診療、食事（災害用備蓄食料含む）の提供などの支援や死亡時の対応等について、医師会等関係団体と協力して行う。（健康福祉部・福祉長寿部・消防局）

《遺体の火葬・安置》

○市は、死亡者が増加した場合は、市斎場に火葬場の稼働時間延長等、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。（健康福祉部）

○死亡者が増え、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は千葉県からの要請により、予め準備をしていた施設等を一時的な遺体安置所として設置する。（健康福祉部）

設置に当たっては、千葉県に要請し遺体の保存のために必要な保存剤や遺体からの感染を防ぐために必要な納体袋等の物資を確保するとともに、部内での応援による人員を確保し対応する。（対策本部）

《埋葬及び火葬許可の特例》

○死亡届受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可が可能となる等、墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例が設けられた場合は、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（市民部）

5 小康期

小康期	
状況	○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は一旦終息している状況。
目的	1) 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象に住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 体制の変更

国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止をする措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合には、県の対応を踏まえ、市における対応を速やかに行います。（対策本部総括部）

イ 通常の業務体制への移行

業務継続計画に基づき縮小・中止していた市の業務を早期に再開します。
（全庁）

ウ 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、本市行動計画、対応マニュアル等の見直しを行います。（対策本部・感染症対策本部）

エ 対策本部の廃止

国の緊急事態解除宣言がされた場合は速やかに対策本部を廃止します。
（健康福祉部）

参考 《新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときの具体的例》

- ▶ 患者の数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ▶ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ▶ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定します。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

引き続き、国等からの情報収集の他、インターネット等により、新型インフルエンザ等に関する最新の情報を収集します。（健康福祉部・総合政策部）

イ サーベイランス

- ① インフルエンザに関する通常のサーベイランス*を継続します。（健康福祉部）
- ② 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。（子ども部・教育委員会）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市ホームページやまつどニュース等、複数のチャンネルを活用し、小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、市民に情報提供と注意喚起を行います。（健康福祉部・総合政策部）
- ② メディア等に対し、市内の発生・対応状況について情報提供を行います。（総合政策部）

イ 情報共有

インターネット等を活用し、国や県及び関係機関等と第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場での状況等の情報を共有する体制を維持します。（健康福祉部）

ウ 相談窓口の縮小

状況を見ながら、相談窓口を縮小します。（総合政策部、関係部署）

(4) 予防・まん延防止

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて、市の行動計画、マニュアル等の見直し等を行います。（感染症対策本部）

(5) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。（健康福祉部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《予防接種》

国及び千葉県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を進めます。（健康福祉部）

(6) 医療

県が新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻した場合は、市民等に周知します。（健康福祉部・総合政策部）

市は、県が医療に関して行う対策等に適宜、協力します。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。（経済振興部）

【緊急事態宣言が行われている場合の措置】

《緊急措置の縮小・中止等》

国及び千葉県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止します。（対策本部）

6 新型インフルエンザ等対策本部における各部署の主な事務分掌

(1) 総括部

	主な事務分掌
◆副市長（部長） 健康福祉部長（副部長） 教育長 消防局長 総務部長 総合政策部長 財務部長	<ul style="list-style-type: none"> ●対策部の総合連携に関する事 ●千葉県が行う総合調整に係る意見の申し出に関する事 ●情報の集約に関する事 ●関係機関との調整に関する事

(2) 対策部

部署名（◆は部の統括課）		対策班	主な事務分掌
総務部	行政経営課◆ 総務課 人事課 危機管理課 IT推進課 男女共同参画課	対策1班	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の健康管理に関する事 ●職員への特定接種に関する事 ●対策に係る人権に関する事 ●危機管理に関する事 ●他班の支援に関する事
	選挙管理委員会事務局		
総合政策部	政策推進課◆ すぐやる課 秘書課 広報広聴課 政策推進研究室	対策2班	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集、情報提供の総括に関する事 ●報道機関対応に関する事 ●相談窓口設置、対応に関する事 ●他班の支援に関する事
財務部	財政課◆ 財産活用課 債権管理課 契約課 技術管理課 税制課 市民税課 固定資産税課 収納課	対策3班	<ul style="list-style-type: none"> ●財政措置に関する事 ●市施設全般に関する事 ●車両配備に関する事 ●他班の支援に関する事

<p>市民部</p>	<p>市民自治課◆ 市民安全課 市民課 常盤平支所 小金支所 小金原支所 六実支所 馬橋支所 新松戸支所 矢切支所 東部支所</p> <p>市民活動サポートセンター 小金原老人福祉センター</p>	<p>対策 4班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種情報提供に関すること（各支所ほか） ●防犯の防止に係る周知及び警察との連携に関すること ●埋葬及び火葬許可の特例に関すること ●他班の支援に関すること
<p>経済振興部</p>	<p>商工振興課◆ 文化観光課 消費生活課 農政課 公営競技事務所</p> <p>北部市場 南部市場</p>	<p>対策 5班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活物資や食料品の安定供給及び相談に関すること ●他班の支援に関すること
	<p>農業委員会 国際交流協会</p>		
<p>環境部</p>	<p>環境政策課◆ 廃棄物対策課 環境保全課 放射能対策課 環境業務課 クリーンセンター 東部クリーンセンター 日暮クリーンセンター 和名ヶ谷クリーンセンター</p> <p>六和クリーンセンター 六実高柳老人福祉センター 東部老人福祉センター 資源リサイクルセンター</p>	<p>対策 6班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理等の収集・処理に関すること ●高病原性鳥インフルエンザ*が疑われる野鳥の検査等への協力および処分に関すること ●他班の支援に関すること
<p>健康福祉部</p>	<p>健康福祉政策課◆ 地域医療課 地域福祉課 健康推進課</p> <p>北山会館 中央保健福祉センター 小金保健福祉センター 常盤平保健福祉センター （六実保健室） 白井聖地公園管理事務所</p>	<p>対策 7班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所との連絡調整に関すること ●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等との連絡調整に関すること ●国が行う特定接種への協力に関すること ●住民接種の実施に関すること ●要支援者の生活支援内容・方法に関すること ●遺体・埋火葬対策に関すること ●PPE（個人防護具*）等の整備および提供に関すること ●他班の支援に関すること
	<p>（社会福祉協議会）</p>		

<p>福祉長寿部</p>	<p>高齢者支援課◆ 介護保険課 国民健康保険課 国民年金課 生活支援一課 生活支援二課 障害福祉課 健康福祉会館</p> <p>矢切老人福祉センター 常盤平老人福祉センター シニア交流センター 総合福祉会館</p>	<p>対策 8班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事 ●施設等での行事の中止等に関する事 ●社会福祉施設等への県が行う臨時休業等の要請の周知に関する事 ●在宅で療養する患者への支援に関する事 ●要支援者の生活支援内容・方法に関する事 ●他班の支援に関する事
<p>子ども部</p>	<p>子育て支援課◆ 子どもわかもの課 子ども家庭相談課 幼児保育課</p> <p>児童福祉館 市立保育所 (17)</p>	<p>対策 9班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●施設 (保育所(園)、幼稚園、放課後児童クラブ、おやこDE広場等) における感染予防・まん延防止に関する事 ●園児・児童の健康観察と感染状況の把握に関する事 ●施設等での行事の中止、休園等に関する事 ●県が行う臨時休園等の要請の協力に関する事 ●乳幼児健診事業等における感染予防対策に関する事 ●他班の支援に関する事
<p>街づくり部</p>	<p>都市計画課◆ 街づくり課 交通政策課 住宅政策課 建築指導課 建築審査課 建築保全課 みどりと花の課 公園緑地課</p> <p>市営住宅 東松戸ゆいの花公園管理センター 21世紀の森と広場管理事務所</p>	<p>対策 10班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関との連絡調整に関する事 ●他班の支援に関する事
	<p>(土地開発公社) (まつどみどりと花の基金)</p>		
<p>建設部</p>	<p>建設総務課◆ 道づくり課 道路維持課 河川清流課 下水道整備課 下水道維持課</p>	<p>対策 11班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道の安定稼動に関する事 ●他班の支援に関する事

第3章－6 各部署における事務分掌

消防局	消防企画課◆ 消防総務課 予防課 警防課 救急課 消防署 (10)	対策 12班	<ul style="list-style-type: none"> ●消防局職員の健康管理に関すること ●救急搬送職員の感染防止対策に関すること ●患者等（疑い例を含む）の搬送及び搬送に関すること ●市内医療機関との連携、受け入れ医療機関等の状況に関すること
水道部	水) 総務課◆ 水) 工務課	対策 13班	<ul style="list-style-type: none"> ●水道供給に関すること
生涯学習部	教育企画課◆ 教育財務課 教育施設課 社会教育課 スポーツ課 市民会館 生涯学習推進課 図書館 戸定歴史館 博物館 青少年会館 矢切公民館 文化ホール 図書館分館 (文化振興財団)	対策 14班	<ul style="list-style-type: none"> ●教育施設等における感染予防およびまん延防止に関すること ●教育施設等での事業、イベントの中止等に関すること ●県が行う臨時休業（休館）等の要請の協力に関すること ●他班の支援に関すること
学校教育部	学務課◆ 指導課 保健体育課 教育研究所 小学校 中学校 市立高校	対策 15班	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設等における感染予防およびまん延防止に関すること ●児童・生徒の健康観察と感染状況の把握に関すること ●学校行事の中止に関すること ●学級閉鎖・学校閉鎖等に関すること ●県が行う臨時休校等の要請の協力に関すること ●他班の支援に関すること
病院事業管理局	病) 経営企画課◆ 病) 総務課 病) 管財課 病) 医事課 病) 地域連携課 東松戸病院総務課 付属看護学校	対策 16班	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症指定医療機関*に関すること ●医療の提供に関すること ●入院医療・病棟確保に関すること ●病院職員の健康管理に関すること ●病院職員への特定接種に関すること
病院建設 事務局			

会計課		対策 17班	●他班の支援に関する事
市議会事務局		対策 18班	●他班の支援に関する事
監査委員事務局		対策 19班	●他班の支援に関する事
(健康福祉部)	健康福祉政策課	事 務 局	●対策本部の運営に関する事 ●対策の実施に係る記録、保存、公表に関する事

7 松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、松戸市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他本市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

松戸市新型インフルエンザ等対策本部 構成員

1	本部長	市長	(法 35 条 1 項)
2	副部長	副市長	(法 35 条 2 項 1 号)
3	本部長	教育長	(法 35 条 2 項 2 号)
4		消防局長	(法 35 条 2 項 3 号)
5		会計管理者	(法 35 条 2 項 4 号)
6		総務部長	
7		総合政策部長	
8		財務部長	
9		市民部長	
10		経済振興部長	
11		環境部長	
12		健康福祉部長	
13		福祉長寿部長	
14		子ども部長	
15		街づくり部長	
16		建設部長	
17		生涯学習部長	
18		学校教育部長	
19		水道事業管理者	
20		病院事業管理者	
21		病院事業管理局長	
22		病院事業建設事務局長	
23		代表監査委員	
24		監査委員事務局長	
25		市議会事務局	

事務局：健康福祉部健康福祉政策課